

作成日： 平成 29 年 8 月 8 日  
最終更新日： 令和 7 年 4 月 1 日

## 大韓民国向け輸出畜産加工品及び輸出食肉・卵含有加工品の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、大韓民国（以下「韓国」という。）向け輸出畜産加工品及び輸出食肉・卵含有加工品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 韓国向け輸出畜産加工品：「家畜伝染病予防法」、「畜産物又は動物性食品の輸入許容国家（地域）及び輸入衛生要件」等韓国の関連法令に基づく別添 1 の条件を満たし、韓国への輸出が認められている食肉加工品、乳加工品及び卵加工品。
- (2) 韓国向け輸出食肉・卵含有加工品：「輸入食品安全管理特別法」、「畜産物又は動物性食品の輸入許容国家（地域）及び輸入衛生要件」等韓国の関連法令に基づく別添 2 の条件を満たし、韓国への輸出が認められている食肉・卵含有加工品。食肉や卵を主原料とする製品のうち、韓国向け輸出畜産加工品に該当しないもの。
- (3) 認定施設：韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品の製造、加工、保管等（以下「製造等」という。）を行う施設であって、本要綱に基づき認定されたもの。
- (4) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (5) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (6) 都道府県等衛生部局：都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区の衛生主管部局
- (7) 証明書：韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品のための衛生証明書
- (8) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (9) 輸出者：認定施設で製造等された韓国向け輸出畜産加工品又は輸出食肉・卵含有加工品を輸出しようとする者
- (10) 証明書発行機関：ア又はイに掲げる機関をいう。
  - ア 規制対策グループ
  - イ 認定施設又は輸出者の事業所の所在地を所管する北海道農政事務所、東北農政

局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。連絡先等は別表を参照すること。）

### 3 施設の認定手続等

#### 3-1 韓国向け輸出畜産加工品

##### (1) 事前の確認

輸出を希望する畜産加工品が、韓国から輸入を認められているか、又は別添1の要件を満たしているかどうか不明な場合は、あらかじめ韓国食品医薬品安全処に確認すること。

##### (2) 認定施設の要件

認定施設は、「畜産物又は動物性食品の輸入許容国家(地域)及び輸入衛生要件」に基づき、次の全ての要件を満たす施設とする。

ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っており、当該施設を管轄する自治体による計画的な監視指導を受けていること。

イ HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析・重要管理点方式）、GMP（Good Manufacturing Practice：適正製造規範）等、食品安全管理プログラムを文書で作成し、運用すること。また、当該プログラムに基づいて記録を作成し、最終作成日から2年以上保存すること。

ウ 施設の食品安全管理プログラムは、衛生的で安全な畜産物等を生産するための原料の受入れから最終製品の出荷までの全ての過程について手順が文書化されており、不適合な事例が確認された場合、これに対する措置も含まれていること。また、関連の記録は、2年以上保存すること。

エ 処理及び加工に使用する水は、水道水又は飲用に適する水を用いること。

オ 生産する畜産加工品に対して回収に係る手続を文書において定めること。また、最終製品から原料までの履歴追跡が可能であること。

##### (3) 施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式1-1に必要事項を記載の上、手数料の納付とともに、次の添付書類を添えて規制対策グループに申請すること。添付書類は、韓国食品医薬品安全処宛てに電子メールにて送付することから、電子ファイルにて提出すること。また、別紙様式1-1に必要事項を記載の上、収入印紙を貼付したものを、別途、郵送にて提出すること（当該書類を申請書の原本とする。）。

##### <添付書類>

① 別紙様式1-2（英語）

② 別紙様式1-2に記載した認証機関により認定されたISO22000等の証書の写し（日本語であればその英訳）

- ③ 施設に対する点検の結果（最新のもの）
  - (a) 「食品衛生監視票について」（令和6年8月30日付け健生食監発0830第5号）に基づく当該施設の食品衛生監視票結果の写し（日本語）
  - (b) 別紙様式1-3（(a)の英訳）
  - (c) (a)の食品衛生監視票において減点項目がある場合は、当該項目の改善措置文書（日本語及びその英訳）
- ④ 食品衛生法に基づく営業許可証又は営業に係る届出の状況がわかる書類（日本語及びその英訳）
- ⑤ HACCP又は衛生管理に関する情報（日本語及びその英訳）
  - (a) HACCPに係る資料の目次
  - (b) HACCP計画表（CCP（Critical Control Point：重要管理点）、CL（Critical limit：管理基準）、モニタリング方法、改善措置及び検証方法を含む。）
  - (c) CCPが記載された輸出製品の作業工程図
  - (d) CCPがない場合は、危害分析表、管理ポイント及びモニタリング方法、輸出製品の作業工程図
  - (e) 記録の保存期限
  - (f) 製品のトレースバック方法の概要
- イ 申請を受けた規制対策グループは、(2)に掲げる要件を満たしていることを確認し、支障がないと認めたときは、当該施設の認定を韓国食品医薬品安全処宛てに申請する。
- ウ 規制対策グループは、韓国食品医薬品安全処から認定した旨の通知を受領した後、農林水産省のウェブサイト上で認定施設の施設リストを公表する。当該施設リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づく認定施設として取り扱う。また、規制対策グループは、施設を認定した旨を申請者、食品監視安全課、地方農政局等に連絡する。食品監視安全課は、当該連絡を受けた後、都道府県等衛生部局にその旨を連絡する。
- (4) 認定施設に関する認定事項の変更等
  - ア 認定施設責任者は、当該施設の名称、認定番号、所在地（住所表記の変更を含む。）及び事業の種類（別紙様式1-2のType of business）に変更があった場合には、別紙様式1-2及び別紙様式3により、規制対策グループに申請すること。
  - イ 認定施設責任者は、認定施設が(2)に掲げる要件に適合しなくなった場合又は全ての畜産加工品の輸出を行わないとした場合には、別紙様式3により、速やかに規制対策グループに認定廃止の申請を行う。
  - ウ 規制対策グループは、ア又はイの申請を受けた場合、(3)イ及びウに準じて施設リストからの当該施設の削除又は変更の手続を行う。
- (5) 認定施設の定期確認
  - ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視

指導の際に同法第 60 条又は第 61 条に基づき、同法第 55 条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する問題が認められたときは、食品監視安全課にその内容及び結果を報告することとし、同課は、当該連絡を受けた後、規制対策グループに連絡する。

イ 認定施設責任者は、都道府県等衛生部局から監視指導の際に、食品衛生法第 55 条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する旨の指摘を受けた場合には、その内容及び結果を規制対策グループに報告すること。

ウ 規制対策グループは、必要に応じ、関係機関の協力を得ながら、認定施設が(2)の要件に適合しているかどうかを確認する。

#### (6) 証明書発行の一時停止

ア 次のいずれかに該当することが判明した場合には、規制対策グループは、認定施設からの輸出に係る証明書発行を一時停止することができる。

① (5)の定期確認の結果、認定施設が(2)に掲げる要件に適合しないことが認められた場合

② 認定施設責任者が、虚偽その他の不正な方法による申請又は変更を行ったことが認められた場合

③ その他相当の理由があると認められた場合

イ 規制対策グループは、輸出に係る証明書発行の一時停止を行った認定施設について、認定施設責任者がその原因を調査し、改善措置及び予防措置を行うことを求めることができる。

ウ 規制対策グループは、イの結果、(2)に掲げる要件に適合することが確認された場合、証明書発行の一時停止を解除することができる。

エ 規制対策グループは、証明書発行の一時停止を行った場合にあつては、施設リストにその旨を追記し、一時停止の解除を行った場合にあつては、証明書発行の一時停止に係る記載を削除する。いずれの場合においても、(3)ウに準じて手続を行う。

#### (7) 認定の取消し

ア 次のいずれかに該当することが判明した場合には、規制対策グループは、認定施設の認定を取り消すことができる。また、規制対策グループは、認定施設の認定を取り消した場合には、韓国食品医薬品安全処へその旨を通知する。

① (6)イの結果、改善措置等が認められず、(2)に掲げる要件に適合する見込みがないと判断された場合

② 認定施設責任者が、(6)イの結果について、報告をせず、又は虚偽の報告を行ったことが認められた場合

③ 韓国食品医薬品安全処長が、韓国の法令に基づき、認定の取消しを判断した場合

④ その他相当の理由があると認められた場合

イ 規制対策グループは、認定の取消しを行った場合、施設リストから当該施設を

削除し、(3) ウに準じて手続を行う。

### 3-2 韓国向け輸出食肉・卵含有加工品

#### (1) 事前の確認

輸出を希望する韓国向け輸出食肉・卵含有加工品が、韓国から輸入を認められているか又は別添2の要件を満たしているかどうか不明な場合は、輸出者があらかじめ、韓国食品医薬品安全処に確認すること。

#### (2) 認定施設の要件

認定施設は、「畜産物又は動物性食品の輸入許容国家(地域)及び輸入衛生要件」に基づき、次の全ての要件を満たす施設とする。

ア 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っており、当該施設を管轄する自治体による計画的な監視指導を受けていること。

イ HACCP、GMP等の食品安全管理プログラムを文書で作成し、運用すること。

#### (3) 施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式2-1に必要事項を記載の上、手数料の納付とともに、次の添付書類を添えて規制対策グループに申請すること。添付書類は、韓国食品医薬品安全処宛てに電子メールにて送付することから、電子ファイルにて提出すること。また、別紙様式2-1に必要事項を記載の上、収入印紙を貼付したものを、別途、郵送にて提出し申請すること(当該書類を申請書の原本とする。)

#### <添付書類>

① 別紙様式2-2(英語)

② 別紙様式2-2に記載した認証機関により認定されたISO22000等の証書の写し(日本語であればその英訳)

③ 施設に対する点検の結果(最新のもの)

(a) 「食品衛生監視票について」(令和6年8月30日付け厚生食監発0830第5号)に基づく当該施設の食品衛生監視票結果の写し

(b) (a)の食品衛生監視票において減点項目がある場合は、当該項目の改善措置文書(日本語)

④ 食品衛生法に基づく営業許可証又は営業に係る届出の状況がわかる書類(日本語)

⑤ HACCP又は衛生管理に関する情報(日本語) ※ISO22000等のHACCPに係る認証を取得している場合は省略可

(a) HACCPに係る資料の目次

(b) HACCP計画表(CCP(Critical Control Point:重要管理点)、CL(Critical limit:管理基準)、モニタリング方法、改善措置及び検証方法を含む。)

(c) CCPが記載された輸出製品の作業工程図

(d) CCPがない場合は、危害分析表、管理ポイント及びモニタリング方法、輸出製品の作業工程図

イ 申請を受けた規制対策グループは、(2)に掲げる要件を満たしていることを確認したときは、当該施設の認定を韓国食品医薬品安全処宛てに申請する。

ウ 規制対策グループは、韓国食品医薬品安全処から認定した旨の通知を受理した後、農林水産省のウェブサイト上で認定施設の施設リストを公表する。当該施設リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定施設として取り扱う。また、規制対策グループは、施設を認定した旨を申請者、食品監視安全課、地方農政局等に連絡する。また、当該連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局にその旨を連絡する。

#### (4) 認定施設に関する認定事項の変更等

ア 認定施設責任者は、当該施設の名称、認定番号、所在地（住所表記の変更を含む。）の変更があった場合には、別紙様式2-1及び別紙様式3により、規制対策グループに申請すること。

イ 認定施設責任者は、認定施設が(1)に掲げる要件に適合しなくなった場合又は全ての韓国向け輸出食肉・卵含有加工品の輸出を行わないとした場合には、別紙様式3により、速やかに規制対策グループに認定廃止の申請を行う。

ウ 規制対策グループは、ア又はイの申請を受けた場合、(3)イ及びウに準じて施設リストからの当該施設の削除又は変更の手続を行う。

#### (5) 認定施設の定期確認

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に同法第60条又は第61条に基づき、同法第55条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する問題が認められたときは、食品監視安全課にその内容及び結果を報告することとし、当該報告を受けた同課は、規制対策グループに連絡する。

イ 認定施設責任者は、都道府県等衛生部局から監視指導の際に、食品衛生法第55条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する旨の指摘を受けた場合には、その内容及び結果を規制対策グループに報告すること。

ウ 規制対策グループは、必要に応じ、関係機関の協力を得ながら、認定施設が(2)の要件に適合しているかどうかを確認する。

#### (6) 証明書発行の一時停止

ア 次のいずれかに該当することが判明した場合には、規制対策グループは、認定施設からの輸出に係る証明書発行を一時停止することができる。

- ① (5)の定期確認の結果、認定施設が(2)に掲げる要件に適合しないことが認められた場合
- ② 認定施設責任者が、虚偽その他の不正な方法による申請又は変更を行ったことが認められた場合
- ③ その他相当の理由があると認められた場合

イ 規制対策グループは、輸出に係る証明書発行の一時停止を行った認定施設について、認定施設責任者がその原因を調査し、改善措置及び予防措置を行うことを求めることができる。

ウ 規制対策グループは、イの結果、(2)に掲げる要件に適合することが確認された場合、証明書発行の一時停止を解除することができる。

エ 規制対策グループは、証明書発行の一時停止を行った場合にあつては、施設リストにその旨を追記し、一時停止の解除を行った場合にあつては、証明書発行の一時停止に係る記載を削除する。いずれの場合においても、(3)ウに準じて手続を行う。

#### (7) 認定の取消し

ア 次のいずれかに該当することが判明した場合には、規制対策グループは、認定施設の認定を取り消すことができる。また、規制対策グループは、認定施設の認定を取り消した場合には、韓国食品医薬品安全処へその旨を通知する。

① (6)イの結果、改善措置等が認められず、(2)に掲げる要件に適合する見込みがないと判断された場合

② 認定施設責任者が、(6)イの結果について、報告をせず、又は虚偽の報告を行ったことが認められた場合

③ 韓国食品医薬品安全処長が、韓国の法令に基づき、認定の取消しを判断した場合

④ その他相当の理由があると認められた場合

イ 規制対策グループは、認定の取消しを行った場合、施設リストから当該施設を削除し、(3)ウに準じて手続を行う。

## 4 証明書の発行

### (1) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品が次に掲げる要件の全てに適合すると判断した場合に、証明書の発行を行う。

ア 韓国向け輸出畜産加工品にあつては、3-1(3)の規定により認定された施設において、韓国向け輸出食肉・卵含有加工品にあつては、3-2(3)の規定により認定された施設において、製造等されたものであること。

イ 別紙様式4と添付書類の内容が合致していること。

ウ 出港前の貨物であること。

### (2) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品について、別紙様式4の申請書に、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、次の①から⑤までの書類等を添付し、証明書発行機関に申請すること(なお、③船荷証券(B/L)又は航空貨物運送状(AWB)の写しを申請時に提出できない場合は、証明書発行日まで提出すること。また、①から③までについては、別紙様式4

の内容が確認できる書類があれば全てを提出する必要はない。)

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券 (B/L) 又は航空貨物運送状 (AWB) の写し
- ④ (郵送での受取りを希望する場合) 切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒等
- ⑤ (輸出者が認定施設責任者と異なる場合) 別紙様式 6 の委任状

イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けた場合は、提出のあった書類により(1)の要件に適合しているか審査する。なお、証明書発行申請の確認に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。証明書発行機関は、申請内容が要件等を満たしていると認められる場合は、次の①から③に留意し、韓国食品医薬品安全処と合意した様式により証明書原本を交付するとともに、写しを2部作成し、このうち1部を申請者に交付する原本に添付する。残りの1部については、証明書発行機関において関係書類と併せて証明書発行年度の翌年度から3年間保存する。

- ① 英語で記載する。
- ② 「Certificate No.」については、証明書発行機関において管理を行う。
- ③ 「Name of government or Local Government (Inspector)」は証明書発行機関名を、「Date/Signature」は発行日及び担当者の署名を記載し、「Official Stamp」は韓国食品医薬品安全処に通知した証明書発行機関の印章を押印する。

ウ 輸出者は、交付された証明書原本及び写しを荷口に添付し、輸出すること。

### (3) 証明書の返却等

ア 輸出者は、予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、証明書が発行されていないときは、別紙様式5を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。

イ 輸出者は、予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、既に証明書が発行されているときは、速やかに証明書原本を、別紙様式5とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わない。

### (4) 証明書発行の停止

規制対策グループは、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者により発行した証明書が適正に使用されないおそれがあると判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

## 5 その他

### (1) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理

認定施設責任者及び輸出者は、韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品に係る衛生関連規定で定める基準及び規格について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、韓国の衛生関連規定で定める食品の基準及び成分規格を満たしていることを定期的に確認すること。

### (2) 違反事案への対応

規制対策グループは、韓国の動植物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡を韓国政府から受ける等、韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品に問題が発生した場合は、食品監視安全課に連絡するとともに、同課等の協力を得ながら、当該韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品の輸出者に対し、原因究明、改善措置等適切な対応を実施するよう指示する。

### (3) 韓国政府との協議

規制対策グループは、(2)に定めるもののほか、韓国政府から連絡等があった場合は、食品監視安全課等と連携し、韓国側と協議の上、輸出者に対して適切な措置を実施するよう指示する。

### (4) 韓国食品医薬品安全処による現地調査等

認定申請又は変更申請があった施設に対しては、認定前又は変更前に韓国食品医薬品安全処による現地調査が行われることがある。また、韓国食品医薬品安全処長から、韓国向け輸出畜産物加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品の安全性を確保するために、提出資料のほか、韓国食品医薬品安全処長が必要と認める書類の提出を求められることがある。輸出者は、韓国側から現地調査等の要請があった場合は、適切に対応すること。

### (5) 本要綱作成以前に韓国向け畜産加工品の輸出実績があった施設の取扱

本要綱の作成（平成29年8月8日）以前に、韓国に畜産加工品の輸出実績があった施設については、韓国政府により、既に認定が行われている。規制対策グループは食品監視安全課と連携し、当該施設のうち、今後も韓国に輸出を行う意向のある施設については、3-1(2)に掲げる要件へ適合していることを自主的に確認するよう指導する。また、輸出の意向がない施設については、3-1(4)イに基づく施設の認定廃止の申請を指導する。

### (6) 韓国が輸入を認めていない韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品

次の①から③については韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品に該当するが、韓国において日本からの輸入実績がなく、輸入が認められていない。

①「食肉加工品」：ソーセージ類、ベーコン類、乾燥保存肉類、調味肉類、ひき肉

製品、骨付きバラ肉加工品、食用牛脂、食用豚脂等

②「乳加工品」：乳等を原料にして加工したもので、牛乳類、低脂肪乳類、発酵乳類、無脂肪乳類、乳糖分解牛乳、山羊乳、バターミルク、乳清類、アイスクリーム粉末類等

③「卵加工品」：卵白液、全卵粉、全卵液、塩漬卵、ピータン等

(別表)

地方農政局等一覽

都道府県	提出先・連絡先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局経営・事業支援部輸出促進課
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局経営・事業支援部輸出促進課
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課

(別添1)

韓国向け輸出畜産加工品が満たす必要がある条件及び定義

1 食肉加工品（食肉を原料として加工したもの）

次の①から③のいずれかの条件で、豚肉及び鶏肉を原料として製造されたハム類及び食肉抽出加工品に限る（牛肉、山羊肉、めん羊肉、鹿肉を原料とする食肉加工品は除く。）。

- ①湿熱処理（中心部温度 121 度で 15～20 分又は 115 度で 35 分）又はこれと同等の効力を有する方法により熱処理したもの（偶蹄類由来の食肉加工品においては要件）
- ②中心部温度を 120 度以上で 4 分以上熱処理したもの又はこれと同等の効力を有する方法で処理したもの
- ③上記に該当しない熱処理したもの（中心部温度と時間（分又は秒）を記載すること）

品目名	定義（仮訳）
A. ハム類 (Hams)	ハム類とは、肉片を切り分け、塩漬けにし、熟成、乾燥、燻製又は熱処理して作られる加工品、あるいは、肉片に他の食品又は食品添加物を添加し、熟成、乾燥、燻製又は熱処理して作られる加工品をいう。
H. 食肉抽出加工品 (Meat extract products)	食肉抽出加工品とは、食肉を成分として使用し、水による原料抽出品に他の食品又は食品添加物を添加後に、抽出などの方法で加工される製品をいい、水で抽出される原料抽出食肉、食肉抽出加工品、単純食肉抽出加工品がある。

## 2 乳加工品（原乳等を原料にして加工したもの）

次の①から⑧のいずれかの条件で製造された加工乳類、プロセスチーズ、濃縮乳類、バター類、粉乳類、アイスクリーム類、アイスクリームミックス類、乳タンパク加水分解食品、乳糖、クリーム類、ナチュラルチーズ及び調整乳類に限る。

- ①中心部温度が 63～65 度で 30 分間（1,800 秒）又は同等の効力を有する方法による加熱処理（LTLT：低温殺菌法）
- ②中心部温度が 65～68 度で 30 分間（1,800 秒）又は同等の効力を有する方法による加熱処理（クリーム類に限る。）（LTLT）
- ③中心部温度が 68.5 度で 30 分間（1,800 秒）又は同等の効力を有する方法による加熱処理（アイスクリーム類及びアイスクリームミックス類に限る。）（LTLT）
- ④中心部温度が 72～75 度で 15～20 秒間又は同等の効力を有する方法による加熱処理（HTST：高温短時間殺菌法）
- ⑤中心部温度が 74～76 度で 15～20 秒間又は同等の効力を有する方法による加熱処理（クリーム類に限る。）（HTST）
- ⑥中心部温度が 130～150 度で 0.5～5 秒間又は同等の効力を有する方法による加熱処理（HTST）
- ⑦2 度以上で 60 日以上チーズを熟成又は同等の熟成
- ⑧国際獣疫事務局（WOAH）による口蹄疫の清浄国認定を受けていない国については、HTST 又は超高温殺菌法（UHT）及び生乳の pH が 7.0 以上で HTST を 2 回（日本は口蹄疫清浄国認定国）

品目名	定義（仮訳）
E. 加工乳類 (Processed milks)	加工乳とは、乳又はある乳製品が主成分として利用される製品であって、他の食品ないしは食品添加物を係る主成分に添加した後で低温殺菌または加熱殺菌することによって作られるもの、もしくは低温殺菌または加熱殺菌の後で食品ないしは食品添加物を無菌添加することによって作られるものをいう。加工乳には無脂乳固形分が 4 %以上含まれている（粉末スキムミルクと同じ仕様）。
I. 濃縮乳類 (Concentrated milks)	濃縮乳とは、乳、ミルク、低脂肪乳ないしは無脂肪乳のみを濃縮して作られる製品のこと、もしくはそうした製品に他の食品もしくは食品添加物を添加したものをいう。
J. クリーム類 (Milk creams)	クリームとは、乳もしくはミルクから分離した乳脂肪を低温殺菌ないしは加熱殺菌して作られる製品のことであり、そうしたクリームに食品や食品添加物等を加えて低温殺菌ないしは加熱殺菌して作られる製品、または前述のクリーム製品を粉末形式に変化させて作られる製品をいう。

K. バター類 (Butters)	バターとは、乳ないしはミルクから得られる乳脂肪を分離または発酵し、そのまま攪拌・加工して作られる製品、もしくはそうした乳脂肪に他の食品ないしは食品添加物等を加えて加工することによって作られる製品をいう。
L. ナチュラルチーズ (Natural cheese)	ナチュラルチーズとは、乳酸菌やタンパク質凝固酵素、有機酸等の作用を通じて、乳ないしは乳製品を凝固させて、乳清を絞りきって作られる製品をいう。
M. プロセスチーズ (Processed cheese)	プロセスチーズとは、主成分であるナチュラルチーズから製造されるものであって、ナチュラルチーズに他の食品ないしは食品添加物を加えた後、熔融と乳化の工程を経て作られる製品のことで、もしくはナチュラルチーズに属さないものであって、ナチュラルチーズ由来の乳固形分が全乳固形分のうちの50%以上である製品をいう。
N. 粉乳類 (Milk powders)	粉乳とは、乳もしくはスキムミルクを主成分として用いる製品であって、他の食品ないしは食品添加物等が添加された後で乾燥粉末形式に変換する工程が施されるものをいう。
P. 乳糖 (Lactose)	乳糖とは、粉乳ないし乳清より分離された炭水化物から作られる製品をいう（乳または乳製品100%）。
Q. 乳タンパク加水分解製品 (Hydrolyzed milk protein products)	乳タンパク加水分解製品とは、酵素ないし酸で乳タンパクを加水分解し、人の消費に適するように加工して作られる製品のことで、もしくはそのような加水分解乳タンパクに他の食品ないし食品添加物を混合して作られる製品をいう。
R. 調製乳類 (Milk formula)	調製乳類とは、主成分として生乳又は乳製品を使用する製品で、乳児又は幼児の発育に必要なミネラル、ビタミンなどの栄養素を添加し、母乳の成分と同様に加工されるものをいう。
S. アイスクリーム類 (Ice creams)	アイスクリーム類とは、主成分として生乳又は乳製品を使用し、他の食品や食品添加物などを添加し、冷凍又は硬化させた製品をいう。乳酸菌含有製品とは、乳酸菌（乳酸桿菌、乳酸球菌、ビフィズス菌など）又は発酵乳の含有が表示されたアイスクリームをいう。
U. アイスクリームミックス類 (Ice cream mixes)	アイスクリームミックス類とは、主成分として生乳や乳製品などを使用し、他の食品や食品添加物などを添加し、殺菌した液状の製品で、凍らせるとアイスクリームにできるものをいう。

### 3 卵加工品（食用卵を原料にして加工したもの）

次の条件で製造された卵黄液、卵黄粉、卵白粉及び卵加熱成形製品に限る。

- ①卵黄液：中心部温度が 62.2 度で 138 秒又は同等の効力を有する方法
- ②卵黄粉：中心部温度が 63.5 度で 3.5 分又は同等の効力を有する方法
- ③卵白粉：中心部温度が 67 度で 20 時間、54.4 度で 513 時間又は同等の効力を有する方法
- ④卵加熱成形製品：中心部温度が 90 度で 20 分又は同等の効力を有する方法

品目名	定義（仮訳）
B. 卵黄液(liquid yolk)	卵黄、又は、食塩、糖類などを添加した卵黄、又は、凍結状態の卵黄液（卵含有率 80%以上）。
E. 卵黄粉(yolk powder)	卵黄の粉末（卵含有率 90%以上）。
F. 卵白粉 (egg white powder)	卵白の粉末（卵含有率 80%以上）。
G. 卵加熱整形製品 (heat-formed product)	卵の凝固温度以上の温度での、加熱、低温殺菌などの熱処理により成形される卵加工品（卵含有率 30%以上）。

（注）定義については、韓国の衛生関連法令「畜産加工品の加工基準及び成分規格」(Processing Standards and Ingredient Specifications for Livestock Products)より抜粋。

(別添2)

韓国向け輸出食肉・卵含有加工品の定義

品目名	定義（仮訳）
食肉含有加工品 (Processed meat containing products)	食肉含有加工品とは、食肉加工品（畜産加工品）に規定する食品の種類（ハム等）に該当するもの以外の、食肉（豚肉及び鶏肉）を主原料として製造・加工された製品
卵含有加工品 (Processed egg containing products)	卵含有加工品とは、卵加工品（畜産加工品）に規定する食品の種類に該当するもの以外の、卵を主原料として製造・加工された製品 ※韓国側からは、原料卵に熱を加えず、その他の原料と混合したものであって、最終製品が未調理かつ液体もしくは凍結状態であるものが該当するとの説明。

※最終的な判断は輸入時に韓国当局にて実施されるため、韓国向け輸出畜産加工品又は韓国向け輸出食肉・卵含有加工品のいずれに該当するかについては事前に韓国当局に確認すること。